

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (勅令日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ヨルダン	上水道エネルギー効率改善計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハジエミット王国政府との間の交換公文	上水道エネルギー効率改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,132,000千円 H23. 2.28まで	H22. 2.28 アンマン で (同日)	日本側 塩口哲朗在ヨルダン大使 ヨルダン側 ジヤア・フアル・ハッサン計画・国際協力大臣	H22. 3.16 100号
ヨルダン	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画の実施に関する日本国政府とヨルダン・ハジエミット王国政府との間の交換公文	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	640,000千円 H22. 3.31まで	H22. 2.28 アンマン で (同日)	日本側 塩口哲朗在ヨルダン大使 ヨルダン側 ジヤア・フアル・ハッサン計画・国際協力大臣	H22. 3.16 101号
ヨルダン	ヨルダン・ハジエミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハジエミット王国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	1,500,000千円 -----	H22. 5.26 アンマン で (同日)	日本側 塩口哲朗在ヨルダン大使 ヨルダン側 ジヤア・フアル・ハッサン計画・国際協力大臣	H22. 6. 9 288号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。